

令和 5 年度経済産業省

戦略的国際標準化加速事業：我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築  
特定計量器試買調査 実施計画書（仕様書）

1. 事業の目的

計量法では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器が定められている。

国内で販売されている特定計量器に関する適正計量実施の確保及び法令遵守状況の実態の確認を行うとともに、製造・輸入・販売事業者に対する指導・監督の参考に資することを目的として、以下の調査を実施する。

I. 家庭用特定計量器の調査

家庭用特定計量器のうち「一般用体重計」及び「調理用はかり」について、現在、国内で販売されているものを購入し、表示及び性能検査等を行うことにより、国内で販売されている製品（国内で製造され販売されている製品又は海外で製造され輸入販売されている製品）の家庭用特定計量器の基準への適合状況の実態を確認する。

II. 指定製造事業者が製造した特定計量器の調査

指定製造事業者が製造した特定計量器について、現在、国内で販売されているものを購入し、表示等の確認を行うことにより、指定製造事業者が製造する特定計量器の技術上の基準への適合状況の実態を確認する。

III. スマートフォン等へのデータ連動に関する調査

I、IIで購入した製品のうち、スマートフォン等へのデータ連動が可能なものについて、その機能、アプリや通信機能の状況を調査する。

IV. 家庭用特定計量器、指定製造事業者及び譲渡等の制限のある特定計量器の実態調査後のフォローアップ調査

委託者より提供された「令和 4 年度戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）（令和 4 年度特定計量器試買調査）」報告書に記載されている不適合事例の具体的な事業者名、事業場名、型式等に関する情報から、当該不適合事例者への確認のための連絡及びヒアリングを行い、報告書を作成する。

## 2. 事業の内容及び実施方法

前述の目的に基づき、次の2. 1～2. 4の項目について実施する。なお、業務の実施に当たっては、経済産業省と連絡を密にとりながら進める。

### 2. 1 家庭用特定計量器の調査

現在、国内で販売されている家庭用特定計量器（一般用体重計（電気式）・調理用はかり（電気式））を、一般の消費者が購入する店舗やインターネット上の店舗等より購入し、計量法施行規則で定める表示適合状況及び性能適合状況等の調査を実施する。

#### （1）計量器の調査及び購入

##### ①一般用体重計（電気式）

国内製造事業者又は輸入事業者15社程度について、1社あたり1～2型式を選定し、合計60台以内（最大20型式／1型式当たり3台）を購入する。

##### ②調理用はかり（電気式）

国内製造事業者又は輸入事業者15社程度について、1社あたり1～2型式を選定し、合計60台以内（最大20型式／1型式当たり3台）を購入する。

※型式の選定に際しては、特定の製造・輸入事業者に偏ることがないように選定する。また、購入場所は、同一型式の3台は異なる販売先から購入することを原則とし、販売先が偏らないようにするため、販売形態の広い実店舗（家電量販店、ホームセンター、ドラッグストアなど）又は異なるインターネット上の店舗とする。同一型式の3台の内、1台は実店舗又は異なるインターネット上の店舗で購入する（実店舗で1台も購入できない場合は、インターネット上の店舗で3台購入する）。

#### （2）調査内容

##### ①表示適合状況の調査

計量法施行規則で定める技術上の基準である日本産業規格JIS B 7613:2015家庭用はかり（一般用体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり（以下、「JIS B 7613:2015」という。））に規定する表示の全項目及び計量法施行規則第22条の表示（丸正マーク）の有無及び適合状況を調査する。

なお、平成28年12月31日以前に製造、輸入された製品は、JIS B 7613:2008への適合が認められていることから、JIS B 7613:2008へ適合していることを確認するとともにJIS B 7613:2015への適合状況も調査する。

##### ②性能適合状況の調査

試験実施機関に、JIS B 7613:2015に規定する性能のうち器差及び零復帰度の適合状況を調査する。なお、試験の結果、不適合製品があった場合、委託者と協議の上、必要に応じてJIS B 7613:2015で定められている器差以外の試験、分解等を行うことにより、構造上の問題点等について考察を行う。

※一般用体重計の器差試験ポイントは製品の使用実態を考慮して最大150kgまでと

して差し支えない。疑義がある場合は委託者と協議の上決定する。

## 2. 2 指定製造事業者等が製造した特定計量器の調査

現在、国内で販売されている指定製造事業者が製造した特定計量器を、一般の消費者が購入する店舗やインターネット上の店舗等より購入し、指定製造事業者の指定等に関する省令及び特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）で定める表示適合状況及び性能適合状況等の調査を実施する。

### (1) 計量器の調査及び購入

購入する特定計量器は抵抗体温計（一般用、婦人用）及びアネロイド型血圧計とし、指定製造事業者及び輸入事業者10社程度について、1事業者当たり1～2型式を選定し、合計45台以内（最大15型式／1型式当たり3台）を購入する。

※型式の選定に際しては、購入地域等については制限せず、購入場所は、可能な限り購入する販売先が偏らないようにするため、販売形態の広い実店舗（計量器専門店、ホームセンター、家電量販店）又は異なるインターネット上の店舗とする。同一型式の3台の内、1台は実店舗又は異なるインターネット上の店舗で購入する（実店舗で1台も購入できない場合は、インターネット上の店舗で3台購入する）。

### (2) 調査内容

#### ①表示適合状況の調査

指定製造事業者の指定等に関する省令第8条の表示（基準適合証印）並びに検則の表記事項の適合状況を確認する。

## 2. 3 スマートフォン等へのデータ連動に関する調査

購入した製品のうち、スマートフォン等へのデータ連動機能を有しているものについて調査し、報告書にまとめる。

### (1) 調査内容

2. 1及び2. 2で購入した製品について、スマートフォン等へ転送できるデータ、利用可能なスマートフォンのアプリ等の開発・使用状況、アプリのアップデート時の方法等、データ連動に関わる機能全般について調査し、まとめる。

また、海外のみで販売されている同様の製品のアプリ等の状況を調査し、国内販売製品と比較する。海外のみで販売されている製品については、インターネットに掲載されている取扱説明書等の内容確認を行った上で、必要に応じ、ECサイト経由での購入も検討する。

## 2. 4 家庭用特定計量器、指定製造事業者及び譲渡等の制限のある特定計量器の実態調査後のフォローアップ調査

「令和4年度戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化戦略を強化するための体

制構築) (令和4年度特定計量器試買調査) 報告書に記載されている不適合事例に関する情報から、当該不適合事例者に対し、以下のフォローアップ調査を行う

### (1) 調査方法

#### ①連絡文書の作成、改善報告の通知

不適合事例者へ連絡文書(改善報告の通達文書)を作成する。連絡文書の内容は委託者と協議のうえ決定する。

#### ②改善報告書を通じた現況の確認

改善報告書の様式はメール、FAX、郵送等により不適合事例者に送付し、改善報告書の作成を依頼する。

#### ③上記②の結果を基に、必要に応じ、対面等によるヒアリングの実施

ヒアリングの実施にあたっては、委託者と協議の上、日程調整及び議事録作成等の必要な作業を行う。ヒアリングには経済産業省産業技術環境局計量行政室が同席する。WEB会議システム(Microsoft Teams等)の活用なども検討する。

## 2.5 本事業の報告書作成

上記2.1~2.4までの結果を報告書として取りまとめる。

### ◆『調査報告書の概要』

- ・「家庭用特定計量器報告書」として型式に応じて、表やグラフ、写真の添付等によって試験結果をまとめる。調査報告書は、「結果総括」、「詳細結果」、「不適合事項詳細」からなる構成とする。
- ・「指定製造事業者が製造した特定計量器の調査」として型式に応じて、表やグラフ、写真の添付等によって試験結果をまとめる。調査報告書は、「結果総括」、「詳細結果」及び「不適合事項詳細」からなる構成とする。
- ・「スマートフォン等へのデータ連動に関する調査」として型式に応じて、表やグラフ、写真の添付等によって結果をまとめる。調査報告書は、「結果総括」、「詳細結果」及び「不適合事項詳細」からなる構成とする。
- ・「家庭用特定計量器、指定製造事業者及び譲渡等の制限のある特定計量器の実態調査後のフォローアップ調査」として家庭用特定計量器、指定製造事業者及び譲渡等の制限のある特定計量器のそれぞれについて、フォローアップの内容をまとめる。調査報告書は、「ヒアリング事業者」及び「ヒアリング内容」からなる構成とする。ヒアリングを実施しなかった事業者については、メール等の内容から報告書を作成する。

## 2.6 報告について

製品の購入状況、性能適合試験の調査状況等について、毎月1回の定期報告を実施する。また、原則、令和5年12月末までに試験を終了し、令和6年1月末までに全製品の試験結果及び確認結果(速報)を報告する。

不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、指示を受ける。この場合、受託者は、作業が困難となった

事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努める。

## 2. 7 その他

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）による以下会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出する。

### ○環境物品等の調達推進に関する基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/r1bp.pdf>

### ○グリーン購入の調達者の手引き（令和2（2020）年2月）

[https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r2\\_tyoutatusya.pdf](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/r2_tyoutatusya.pdf)

なお、委託業務完了後、別記様式により実績を報告する。

## 3. 事業の実施期間及びスケジュール

契約書締結日から令和6年2月28日まで

## 4. 納入物

I～IVの調査それぞれについて、次の成果物を納入する。ただし、報告書のページ数によってI～IVの報告書をいくつかまとめる場合がある。

（1）報告書（紙面） 10部 ※A4版150～300頁/冊程度

（2）報告書及び写真（電子データ） DVD-R 2式

※記録データは、報告書については、Word形式(Windows版 Microsoft Word 2007対応)及びExcel形式(Windows版 Microsoft Excel 2007対応)。写真については、報告書とは別にJPEG形式の電子ファイルを保存する。

## 5. 納入場所

一般財団法人日本規格協会 グループ管理ユニット 受託事業チーム